

するエピソードを資料として記述整理し、可視化したことの考察を行う。次にそれらの資料の分析結果が支援技術・方法の向上及び権利擁護に如何に寄与するかを考察する。そしてここまですされてきた分析結果及び考察結果が、聴覚障害者との共生社会の構築及び社会への啓蒙に如何に寄与するかを考察する。最後に各論の考察を、総合的にまとめるための総合考察を行う。

11. 本研究における成果・有効性・限界、そして今後の課題を提示する。
12. 本研究の結論を提示する。

## 介護保険と重複する補装具の判定状況について

— 川崎市障害者更生相談所判定実績より —

川崎市障害者更生相談所 石原朝美

### はじめに

介護保険と重複する補装具の判定状況はどのようなになっているのだろうか。

本報告では、川崎市<sup>1</sup>障害者更生相談所判定実績より、介護保険と重複する補装具の判定状況について報告する。自治体間で補装具費判定の事務取り扱いに違いがあり、数字としての他都市との比較は现阶段では難しいため、今回は川崎市のみの判定状況について述べたい。

現在、障害をもった方の支援に関わっている方、これから現場で仕事をするようになる学生さん、等の参考になれば幸いである。

### 1. 補装具費支給判定の法制度

補装具費支給判定の前提となる法制度の規定について確認する。

#### (1) 補装具とは

補装具とは、「補装具費支給事務取扱指針」(厚労省H22)にて、“補装具は身体障害者及び身体障害児の失われた身体機能を補完又は代替する用具であり、身体障害者の職業その他日常生活の能率の向上を図ることを目的として、また、身体障害児については、将来、社会人として自立自活するための素地を育成・助長することを目的として使用されるものであり…”とされている。

#### (2) 介護保険と重複する補装具の取り扱い

介護保険と重複する補装具の取り扱いについては、「補装具費支給事務取扱指針」(厚労省H22)にて、“…介護保険による福祉用具の貸与が優先

---

1 川崎市は人口1,430,433人(H23.6)(65歳以上人口16.4%(H21))の政令指定都市

するため、原則として本制度においては補装具費の支給をしない。ただし、オーダーメイド等により個別に製作する必要があると判断される者である場合には、更生相談所の判定等に基づき、本制度により補装具費を支給して差し支えないこと”とされている。また「介護保険による福祉用具貸与と補装具給付制度との適用関係について」（厚労省H22）にも同様の記載がされている。つまり、介護保険と重複する補装具は、原則介護保険制度での対応だが、必要性が認められた場合は障害者自立支援法での補装具費支給とすることができる。

## 2. 川崎市における介護保険と重複する補装具の判定状況

平成22年度の川崎市における介護保険と重複する補装具の判定実績について述べる。

### (1) H22年度実績（表1・表2・表3）<sup>2</sup>

支給は34件中、対象者は、1号被保険者20件・2号被保険者4件・身体障害者施設等入所中3件、40～65歳で生活保護受給中7件となっている。判定方法は来所判定16件・書類判定15件・巡回判定3件である。補装具種目は、車いす普通型が10件と最も多いが、他種類の車いすや電動車いすもある。

表1 介護保険と重複する補装具判定状況（H22）

補装具種目		計	被保険者 1号	被保険者 2号	身障施設 入所中	生活保護 40～65歳 受給中	来所判定	書類判定	巡回判定
車いす	普通型	22	10	3	2	7	12	9	1
	手押し型A	4	4				1	2	1
	リクライニング式手押し型	3	2	1				2	1
	ティルト式手押し型	1			1			1	
	リクライニング・ティルト式普通型	1	1					1	
電動車いす	手動兼用型A	2	2				2		
	電動リクライニング式普通型	1	1				1		
小計		34	20	4	3	7	16	15	3
合計		34		34				34	

表2 障害名別取扱実人数（H22）

障害名	1号被保険者	2号被保険者	身障施設入所中	40～64歳で 生活保護受給中
脳性麻痺	1			
脊椎・脊髄損傷	2			
進行性筋萎縮症				
脳血管疾患	12	2	2	5
その他の脳神経疾患			1	1
骨・関節疾患	2	1		1
リウマチ疾患	2	1		
その他の疾患	1			
合計	20	4	3	7

<sup>2</sup> 川崎市障害者更生相談所事業概要（H22年度）より引用

表3 処方理由 (H22)

処方理由	1号被 保険者	2号被 保険者	40～64歳で 生活保護受給中
四肢体幹に変形や拘縮があるため	10	2	
極端に体型が大きい小さいため	6	2	
その他の理由により既製品対応不可のため	4		
身障施設に入所中のため	3		
40～64歳で16疾病に該当するが生活保護受給中のため			7

障害名は、脳血管疾患が12件と最も多いが、その他障害名にもばらつきが見られる。

処方理由は、「四肢体幹に変形や拘縮があるため」が12件と最も多い。

## (2) 具体的処方理由

H20～22年度における川崎市内5区（人口約103万人／140万人）の介護保険と重複する補装具の処方理由について整理した。結果、全数77件であり、処方理由内訳は、極端に体型が大きい小さいためといった体型理由が10件・身体障害者施設等入所中8件・生活保護受給中23件・他4件であり、それ以外は32件であった。32件（四肢体幹に変形や拘縮があるため等）について分科会当日は資料として紹介したが、ここでは3件紹介する。

<事例1> 脳出血による右片麻痺（身障1級）67歳・車いす普通型の来所判定

介護老人福祉施設入所中。右上肢の痙性が強く屈曲拘縮もあるため、施設備品の車いすでは、右上肢がアームレストの中に入り上腕外部が圧迫されてしまう。肘台を加工し、右上肢をのせるクッション性の高いテーブルの作製、座位安定のため座クッションを掘り込むかたちでの製作が必要と判定された。→左下肢で自操できるようになった。座位姿勢も右側に傾くことがなくなった。

<事例2> くも膜下出血による四肢体幹機能障害（身障1級）58歳・車いすリクライニング・ティルト式手押し型の書類判定

体幹四肢の関節に変形・拘縮があり、座位保持が困難。ずり落ちてしまう、褥創を繰り返してい

る。ご本人の体に合わせてリクライニング・ティルト式の車いすの作製、合わせてクッション作製も必要と判定された。→座位が安定し、褥創が改善した。

<事例3> 脳性小児麻痺による四肢体幹機能障害（身障2級）65歳・電動車いすリクライニング式普通型の来所判定

外出の多い方。頸椎症があり、頸椎への負担軽減のため170度までリクライニングすることが必要と判定された（介護保険レンタルには該当機種がない）。→外出時に休憩ができ、頸椎の痛みが軽減した。

## 3. 制度の状況を理解しての支援に向けて

以上、介護保険と重複する補装具の判定状況について整理してきた。

以下にいくつか私見を述べたい。

### (1) より良い支援に向けて

車いすは補装具である。車いすの使用が短時間の移動支援以外の場合は、適切な適合判定が必要である。介護保険のレンタルに車いす類があるからといって、安易にとらえるのではなく、座位・操作への支援の大切さについて認識が必要である。更生相談所等の専門機関もぜひ利用してほしい。

また、単純にレンタル（介護保険法）かオーダー（障害者自立支援法）かではなく、レンタル・オーダーそれぞれの良い点・悪い点を、ご本人と確認しながら決めていく必要がある。レンタルでは機種が限られてしまうが、状況によって借り換えができ複数の機種を試すこともできる。オーダーで

はご本人の体に合わせて作ることができるが、完成までに時間がかかったり、不要になった際の廃棄の問題などもある。(現在の制度では、介護保険法と障害者自立支援法とで利用者負担額に差が出ているのも問題であるが。)

## (2) 判定の困難さ

障害状況を踏まえた医学的判定のもと、生活状況等を含めて総合的に補装具判定がされている。しかし、どのような障害・生活状況の場合は、介護保険法ではなく自立支援法の補装具費支給として対応するのか、個別の判定ごとに悩みながら取り組んでいる。図1の縦軸：特殊性の、制度を分ける境界線（障害状況の特殊性＝必要な補装具の特殊性（レンタルでは対応できない））はどこなのか。

明らかに車いすが自操ができるようになった、褥創が改善した等の場合には、判定が間違っていなかったように感じる。しかし、頸椎症が認められたとして（医学的判定）、170度までリクライニングすれば安楽に休憩できる、というのはご本人の訴えで、169度ならどうなのか？等、判定の難しさを感じる。

また、書類判定の場合は、医学的意見書に書かれていることから判定される。介護保険のレンタル機種も含めて広く検討した結果なのかどうかは、判断しきれないのが現状である。

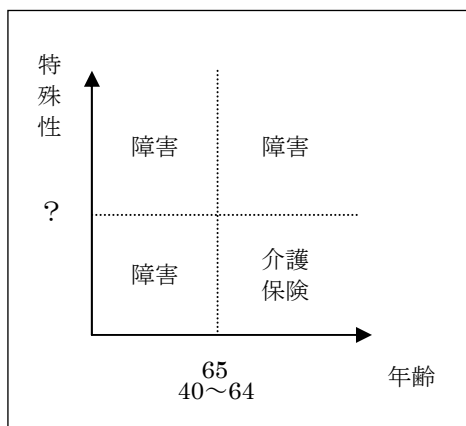


図1 年齢と補装具対応制度

おわりに

介護保険と重複する補装具の判定状況について整理し、より良い支援に向けて、車いすは補装具であり適合判定を要するという視点について、また判定の困難さについて述べた。

同じ法制度を運用実施していても、自治体間での違いがあり、国民に対する一定の公平性は必要でありながらも、自治体ごとに財政状況も異なりまた考え方や取り組みに違いがあるのも当然であると思う。各自治体が市民、障害をもつご本人とも共に、考え、取り組んでいくことによって、積み上げていくことが大切だと思っている。

分科会を終えて

蒲生先生より、適合支援の必要についてと、高橋流里子先生の論文のご紹介がありました。

複数ご質問やご意見もいただき、ありがとうございました。

卒業して11年となりました。これからも社大卒業生として、現場でおこっていることを整理し、何らかのかたちで発信していけたらと思っています。